

博物館の登録審査基準及び博物館に相当する施設指定審査基準の一部改正の概要

1 改正の概要

令和4年4月15日に博物館法（以下「法」という。）が改正されたことに伴う博物館の登録等に関する規則の一部改正に併せて、「博物館の登録審査基準」及び「博物館に相当する施設指定審査基準」を改正する。

2 改正の内容

(1) 博物館の登録審査基準

法第13条第2項の規定に基づき、文部科学省令（以下「省令」という。）第19条から第21条まで（参酌基準）を参酌して定める。

ア 体制について

博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し公表するとともに、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していることなどを規定する。

イ 職員について

基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長をはじめ、学芸員やその他必要な職員が置かれていることを規定する。

ウ 施設及び設備について

博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていることなどを規定する。

(2) 博物館に相当する施設指定審査基準

省令第24条第2項に基づき、「博物館の登録審査基準の参酌基準」を参酌して定める。

3 施行日

令和5年4月1日